

「こども110番の店」運営マニュアル

1. 設置の目的

近年、こどもが巻き込まれる犯罪が多発傾向にあることから、新車販売業界として「こども110番」に的を絞り、地域の防犯活動に協力を行います。

会員会社の拠点を「こども110番の店」として周知し、こどもが誘拐や暴力、痴漢など何らかの被害に遭った、または、遭いそうになったと助けを求めてきた時、そのこどもを保護するとともに、警察、学校、家庭などへ連絡するなどしてこどもたちの安全を守っていくことを目的と致します。

2. 活動内容

- 1) こどもが助けを求めてきた場合、こどもを保護し、代わって110番通報や学校、家庭などに連絡を行うなど対応を行ってください。
- 2) 事件の疑いがない場合でも、思いやりをもってこどもに接し、状況に応じて対応してください。

3. 活動の留意点

- 1) 参加拠店において、担当責任者を決めてください。
- 2) 担当責任者の方は従業員全員に活動内容の周知徹底をお願い致します。
- 3) 助けを求めてきたこどものことや、内容をむやみに他人に話すとこどもの心を傷つけたりプライバシーの侵害になりますので、十分ご留意ください。
- 4) 危険を冒してまで不審者(犯人)を追跡したり取り押さえたりする行為は決して行わないようにしましょう。

4. 実施時期

平成19年9月20日(木)から実施

5. 各拠店の対応要領

別添

以上

各 抛 店 の 対 応 要 領

こどもが避難してきた場合

1. こどもを店内に入れ、話を聞いてください。
2. 対応者はあわてずに、落ち着いてください。
3. 駆け込んできたこどもに「どうしたの?」「もう大丈夫だよ」など優しく声をかけ、落ち着かせてください。
4. こどもの様子を見て怪我をしていないか、病気ではないか確認してください。

状況確認

どうして避難してきたのかを聞いてください。
別紙 1 の聞き取りメモを参考に話を聞いてください。

【聞き取りのポイント】

- 静かな場所で聞く。
- 椅子に掛けさせ、こどもと同じ目線で話す。
- こどもの体調に気を配る。
- 緊急の場合は 110 番通報をしながら話を聞く。

事件、事故の場合

1. 下記のような事件・事故の場合は保護者並びに 110 番又は 119 番通報をしてください。
 - 知らない人に声をかけられたり、つきまとわれた。
 - 知らない人に殴られた。
 - 痴漢の被害に遭った。
 - 車に乗せられそうになった。
 - 交通事故に遭った。
 - など保護者に連絡が取れない場合は学校を通じて連絡をしてください。
2. 保護者(又は学校)への連絡、110 番通報の際に伝えていただくこと。
 - 「こども 110 番の店」であることを伝え、会社名、住所、氏名、電話番号を話してください。
 - こどもから聞いた内容を伝えてください。
 - こどもが自分で話ができる場合は、話をさせてください。

- 3 . 保護者又は、警察、救急隊が到着するまで、こどもを安全な場所に保護してください。
保護者、警察官等が到着するまで椅子に座らせたり、横にさせるなど、落ち着かせてこどもから目を離さないようにしてください。
- 4 . 記録用紙に内容を記入、報告をしてください。
別紙 2 (報告書)により協会事務局まで連絡 (F A X) をしてください。

その他の場合

- 1 . 事件、事故の疑いがない場合でも、思いやりをもってこどもに接し、状況に応じて対応してください。
お腹が痛いなど体調不良を訴えている。
道に迷っている。
など
- 2 . 対応例
一時的に場所を提供する。
保護者や学校に連絡する。
応急手当をしてあげる。
など

〔留意事項〕

こどものプライバシーを尊重し、秘密を守ってください。

こどもの住所、氏名、連絡先など個人情報に関わる事を記入したメモは、用済み後シュレッダーなどで破棄してください。

こどもの立場に立った思いやりのある対応を行ってください。

危険を冒してまで不審者(犯人)を追跡したり取り押さえたりする行為は決して行わないようにしましょう。

以 上

後日、警察から「こども 1 1 0 番の店」としての取扱い内容について、問い合わせがありましたらご協力をお願い致します。